

(平成24年8月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成11年6月は15万円、同年7月及び同年8月は16万円、同年9月は13万4,000円、同年10月から12年3月までは16万円、同年4月は15万円、同年5月及び同年6月は18万円、同年8月は18万円、同年9月から同年11月までは17万円、同年12月は16万円、13年1月は17万円、同年2月は18万円、同年3月及び同年4月は17万円、同年5月は18万円、同年6月は17万円、同年7月は16万円、同年8月は18万円、同年10月及び同年11月は16万円、同年12月及び14年1月は17万円、同年2月は16万円、同年3月は15万円、同年4月は17万円、同年5月は15万円、同年7月は17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年2月1日から14年8月21日まで
② 平成14年8月21日から同年9月1日まで

給料支払明細書の厚生年金保険料控除額と、ねんきん定期便の保険料納付額が相違しているため厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額にしてほしい。また、平成14年8月21日に厚生年金保険記録は資格喪失となっているが、私は同年8月31日に離職し給料からは同年8月分の厚生年金保険料が控除されているため厚生年金保険の資格喪失日を同年9月1日にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特

例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これらに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、申立人から提出された給料支払明細書及び平成14年度、15年度市民税県民税納税通知書により、当該期間の一部期間において、申立人が事業主から支払を受けていた報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、A社に係るオンラインの記録よりも高いことが確認又は推認できる。

また、申立人の標準報酬月額については、上記給料支払明細書及び納税通知書において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成11年6月は15万円、同年7月及び同年8月は16万円、同年9月は13万4,000円、同年10月から12年3月までは16万円、同年4月は15万円、同年5月及び同年6月は18万円、同年8月は18万円、同年9月から同年11月までは17万円、同年12月は16万円、13年1月は17万円、同年2月は18万円、同年3月及び同年4月は17万円、同年5月は18万円、同年6月は17万円、同年7月は16万円、同年8月は18万円、同年10月及び同年11月は16万円、同年12月及び14年1月は17万円、同年2月は16万円、同年3月は15万円、同年4月は17万円、同年5月は15万円、同年7月は17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としているが、上記給料支払明細書及び納税通知書において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は上記給料支払明細書及び納税通知書において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成11年2月から同年5月まで、12年7月、13年9月及び14年6月については、上記給料支払明細書及び納税通知書において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間②について、雇用保険記録、申立人から提出された平成14年8月分の給料支払明細書及び申立人が同年8月31日の退職日に事務担当者から受け取った給与支給額を記載したメモから判断すると、申立人はA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、上記給料支払明細書で確認できる報酬月額から16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、A社の事業主は、

当時の資料が残っておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

岐阜厚生年金 事案 2373 (事案 2332 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 5 月 1 日から 16 年 6 月 29 日まで
前回、申立期間についてA社における標準報酬月額相違の申立てをしたが、委員会の結論に納得できない。約束どおりの給与が支払われず、勝手に標準報酬月額が下げられたものであり、同僚は、標準報酬月額相違の申立てが認められ、労働基準監督署は、自身の労働者性を認めている。公平な立場に立って再度審議をし、申立てを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は「申立期間の給与は未払いであった。」と供述しているところ、B町が保管する申立人の「平成 15 年分及び 16 年分の所得・課税証明書」には、給料支払額が 0 円と記録されていること、当時の同僚は「平成 15 年 5 月頃から経営状態が悪化して申立人の給料を下げたことを事業主から聞いている。」と回答していること、及び申立人に係る標準報酬月額のオンライン記録は、遡及して引き下げられているなどの不自然な形跡は見当たらないことなどから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情が無いとして、既に当委員会の決定に基づく平成 24 年 4 月 19 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、約束どおりの給与が支払われず、事業主が勝手に標準報酬月額を下げたもので、本来の年金額を受け取る権利が侵害された。また、同僚は申立てが認められたが自分は認められず、公平な判断がされたとは言えないと主張している。

しかしながら、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険法による記録訂正のあっせんについては、申立期間における報酬月額変更の届出又は保険料の納付の有無に係る事実認定に基づいて記録の訂正の要否を判断するものであり、これと離れて事業主が行った報酬月額変更の届出手続自体の適法性の有無を判断するものではない。

また、当委員会は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関

する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかについても審議の対象としているところであるが、特例法に基づき、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が、被保険者から厚生年金保険料を源泉控除しながら、社会保険庁(当時)に納付したことが明らかでない場合であるところ、同僚の申立てについては、A社により支払われた給与の源泉徴収票等から申立期間の厚生年金保険料の控除が確認できることから、保険料控除額に見合った標準報酬月額に訂正することが必要であると判断されたものであり、申立人から提出された預金通帳及び上記の所得・課税証明書からは、申立期間の給与の支払及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

これらのことから判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、申立期間について、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められない。